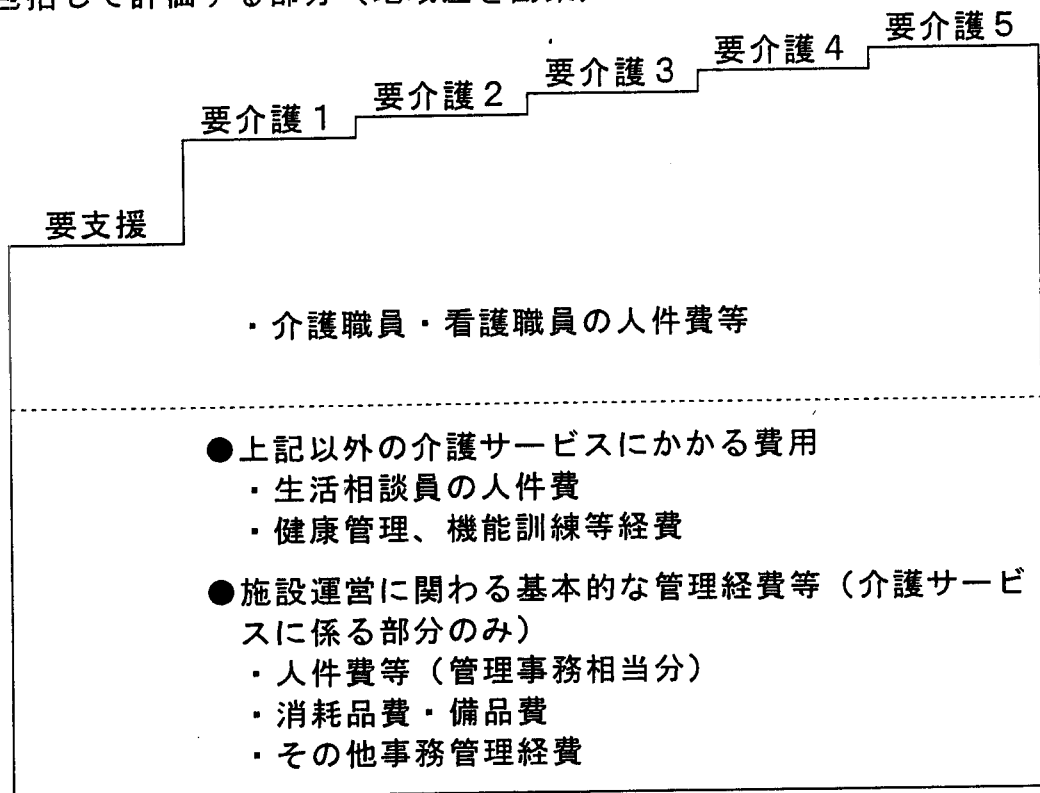


介護報酬設定等の考え方（案）

【特定施設入所者生活介護の介護報酬設定のイメージ】

○ 包括して評価する部分（地域差を勘案）



+

○ 加算等

機能訓練体制加算

【包括部分の設定イメージ】

| 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 点 | 点 | 点 | 点 | 点 | 点 |

1 要介護と要支援の報酬設定の考え方

要支援者については、在宅の要支援者に対するサービスとの均衡を考慮する必要があること、機能訓練等を重視する予防給付の考え方等から、要介護者より緩和した別途の人員配置としたところであるが、これに応じた介護報酬の設定として良いか。

※参考：特定施設の人員基準

要介護者の数：看護・介護 3：1

要支援者の数：看護・介護 10：1

2 機能訓練に関する加算の考え方

専門の機能訓練指導員を配置し、機能訓練の提供体制が強化されている場合は、その実施状況に応じて加算を設けてはどうか。